

北海道ヒグマ保護管理検討会設置要綱

(目的)

第1条 「北海道ヒグマ保護管理検討会」(以下「検討会」という。)は、北海道ヒグマ管理計画を適正に推進するため、学識経験者等を参集し、ヒグマの生息状況や道が実施する施策について、専門的かつ科学的な知見からの評価やその意見等を聴取することにより、道のヒグマ対策に反映させることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次のことについて検討・協議する。

- (1) 北海道ヒグマ管理計画の策定及び推進に関すること
- (2) 各種調査・モニタリング等の手法及び評価に関すること
- (3) その他、ヒグマの適正な保護管理の推進に関すること

(構成)

第3条 検討会の構成員は、学識経験者等の中から北海道環境生活部長が選定する。

- 2 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 構成員は再任することができる。

(運営)

第4条 検討会は、必要に応じて北海道環境生活部長が招集し、主催する。

- 2 検討会に座長及び座長代理を置き、構成員が互選する。
- 3 座長は、検討会の議事進行を図る。また、座長代理は座長が不在の場合、その職務を代行する。
- 4 北海道環境生活部長は、必要と認める場合、構成員以外の意見等を求めることができる。

(部会)

第5条 検討会は、特に意見の聴取等を行う必要がある場合は、部会を開催することができる。

- 2 部会は、環境生活部長が、別途要綱を定めて開催するものとする。
- 3 部会は、開催した結果を検討会に報告するものとする。

(設置期限)

第6条 検討会は、平成26年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、検討会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第7条

- 1 検討会の事務は、環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室において行う。
- 2 この要綱に定めるもののほか、検討会に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年12月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年2月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月25日から施行する。